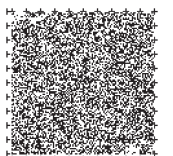
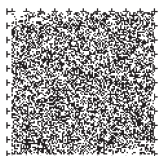


I. 計画策定にあたって







1. 計画策定の背景と趣旨

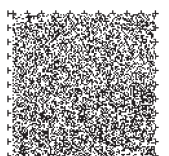
わが国の出生数の低下は予想を上回る速度で進んでおり、急速に進行している少子化に歯止めがかかっていません。

少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われています。その要因は、若い世代の不安定な雇用環境、所得低下、出会いの機会の減少とされています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などによる子育てしづらい社会環境や、仕事と家庭を両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。

子ども・若者についても、いじめの認知件数や不登校児童数、児童虐待の相談対応件数が過去最多となり、こどもの貧困問題やヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く様々な課題が複合化し、深刻な状況となっています。

国では、少子化を反転させるため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、それぞれの施策の充実に取り組んでいます。また、こどもの政策をより強化し、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月に「こども家庭庁」が設立され、併せて、「子どもの権利」に則って、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」を根拠として、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目的として、令和5年12月に、少子化対策社会基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を束ねた「こども大綱」が策定されました。都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、令和2年度から令和6年度の計画期間の終了を迎えます。そこで、従前の保育・教育施策等に加え、こども・子育て支援施策を総合的に推進するため、市町村こども計画にあたる「幸手市こども計画」（以下、本計画という）を令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。引き続き「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、県の動向等を鑑み、これまでの各施策の取組の進捗状況や課題を整理し、「こども・家庭・地域が、あたたかさにふれながら、互いに育ちあうまち」を政策目標に掲げ、施策の推進に努めます。





2. 計画の位置づけ

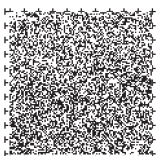
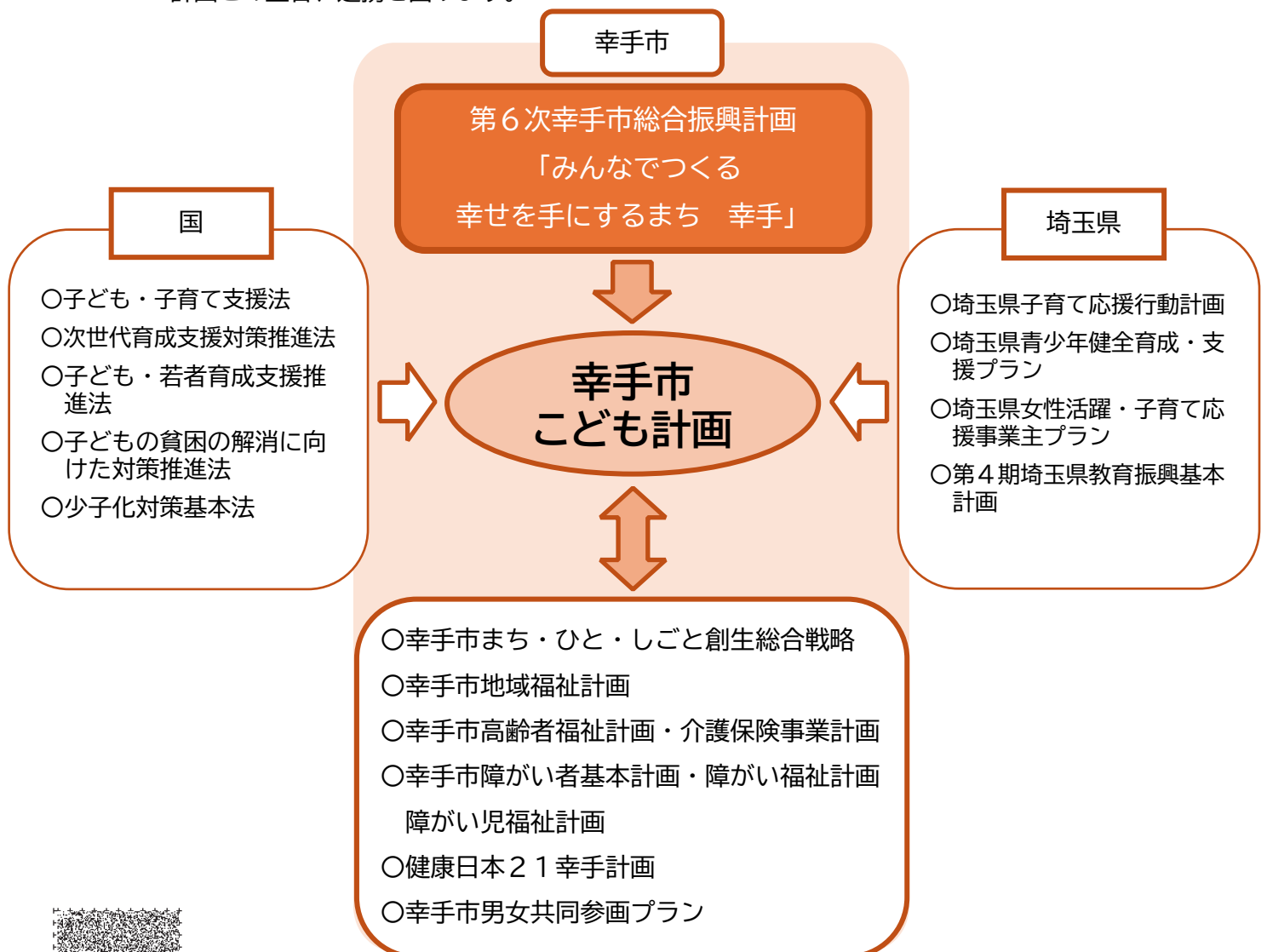
本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条の「市町村こども計画」と定めて策定します。

また、本計画では、

- ・「子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）」
- ・「次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）」
- ・「子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」
- ・「子どもの貧困対策計画（子どもの貧困の解消に向けた対策推進法）」
- ・「少子化社会対策大綱（少子化対策基本法）」

と一体のものとして策定します。

同時に、本計画の最上位計画である、「第6次幸手市総合振興計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。





3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 幸手市子ども・子育て支援事業計画									
					幸手市こども計画				
					第6次 幸手市総合振興計画(後期計画5年)				

4. 計画の対象

本計画は、こども・若者・子育て当事者を対象とした施策について定めます。

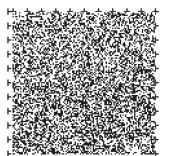
「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく、必要な支援の提供を図ります。

「若者」とは、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）、施策によってはポスト青年期（青年期を過ぎた、おおむね40歳未満）の者とし、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援の提供を図ります。

※「こども」「子ども」という表記について

法令名や国・県・市の法的文書、市の事業名などの固有名称の表記は「子ども」とし、人や人の状況を表す単語や用語は「こども」とひらがな表記します。

- ・ニーズ調査は「子ども」表記で実施したため、ニーズ調査に関わる文章は「子ども」と記載します。
- ・V. 子ども・子育て支援事業計画は、国の表記に従い「子ども」と表記します。





5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童（1,038名）、小学生児童（1,534名）を持つ保護者に対し、令和6年3月から4月にかけて「幸手市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) こども当事者の意見表明機会（中学生ワークショップの実施）

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）では、第3条においてすべてのこども・若者についてその年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参加する機会を確保すること、また、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

そのため、本計画の策定に先立ち、本市ではこどもの意見聴取の機会として、令和6年7月に市内中学校（幸手市立幸手中学校、幸手市立東中学校、幸手市立西中学校）から参加者を募集し、中学生ワークショップを開催しました。

(3) 団体・事業者ヒアリングの実施

本計画の策定に先立ち、本市では市内で事業を展開されている団体・事業者に対し、現状の課題やニーズを把握するため、令和6年8月から9月にかけて団体・事業者ヒアリングを実施しました。

(4) 庁内子育て支援ネットワーク会議での検討

本計画について、庁内子育て支援ネットワーク会議を開催し、幸手市こども計画策定に向けて意見交換を行ってきました。

(5) 幸手市児童福祉審議会での検討

本市では、本計画内容を審議するため、幸手市児童福祉審議会に新たに幸手市子ども・子育て会議の機能を持たせ、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。

(6) パブリックコメントの実施

「幸手市意見公募手続（パブリックコメント）制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。

